

# 資源・エネルギー等の安定的かつ安価な 輸入の実現に向けた効率的な海上輸送網の形成 (国際バルク戦略港湾における取組)について(報告)

国土交通省 港湾局  
平成26年 3月

## 1. 国際バルク戦略港湾の選定

平成21年	12月	15日	第1回 国際バルク戦略港湾検討委員会 開催
平成22年	6月	1日	国際バルク戦略港湾を募集
平成23年	5月	26日	第15回 国際バルク戦略港湾検討委員会 開催
平成23年	5月	31日	国際バルク戦略港湾の選定結果を公表(別紙1、2)
平成23年	8月	31日	国際バルク戦略港湾育成プログラム作成

## 2. 港湾法等関係法令の改正

平成25年	6月	5日	改正港湾法 公布(別紙3、4、5)
	11月	29日	改正港湾法施行令・港湾法施行規則 公布
	12月	1日	改正港湾法・港湾法施行令・港湾法施行規則 施行
平成25年	12月	19日	小名浜港を特定貨物輸入拠点港湾(石炭)に指定(別紙6)

## 3. 税制改正

平成25年	1月	29日	特定貨物輸入拠点港湾における荷さばき施設等に係る税制特例措置等を規定した「平成25年度税制改正の大綱」を閣議決定(別紙7)
-------	----	-----	---

## 4. 事業の実施

平成25年度～			小名浜港国際物流ターミナル整備事業(水深18m)着手(別紙8、9)
---------	--	--	-----------------------------------

## 5. 基本方針の変更

平成25年	6月	27日	港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針 (以下、「基本方針」という。) 諮問
平成25年	12月	2日	基本方針 答申
平成26年	1月	6日	基本方針 告示(別紙10)

## 【目的】

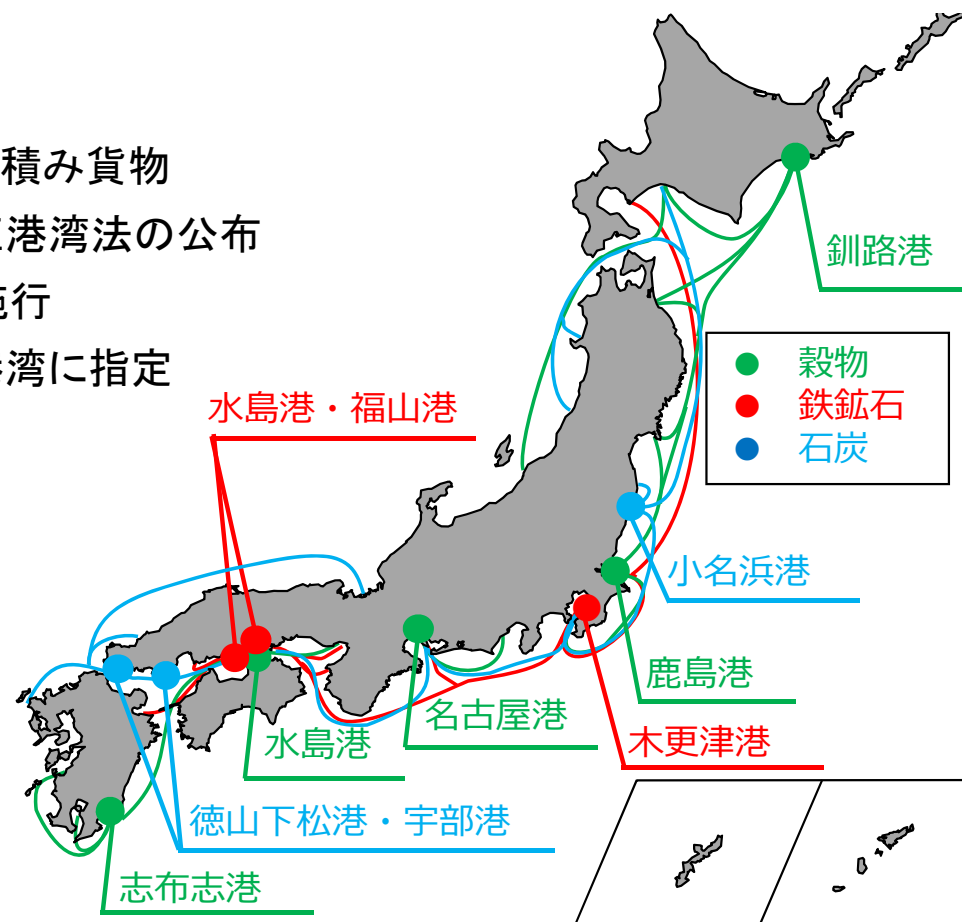
ばら積み貨物の安定的かつ安価な輸入を実現し、**我が国産業の国際競争力の強化、雇用と所得の維持・創出**を図る。

## 【これまでの経緯】

- 平成22年6月 国際バルク戦略港湾の公募  
(平成23年3月11日 東日本大震災発生)
- 平成23年5月 国際バルク戦略港湾を選定
- 平成25年6月5日 海上輸送の効率化に資するばら積み貨物の輸入拠点の形成に関する改正港湾法の公布
- 平成25年12月1日 改正港湾法及び関係政省令の施行
- 平成25年12月19日 小名浜港を特定貨物輸入拠点港湾に指定

## 【国際バルク戦略港湾の選定港】

穀物	5港(「釧路港」、「鹿島港」、「名古屋港」、「水島港」、「志布志港」)
鉄鉱石	3港(「木更津港」、「水島港・福山港」)
石炭	3港(「小名浜港」、「徳山下松港・宇部港」)



# 資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた効率的な海上輸送網の形成

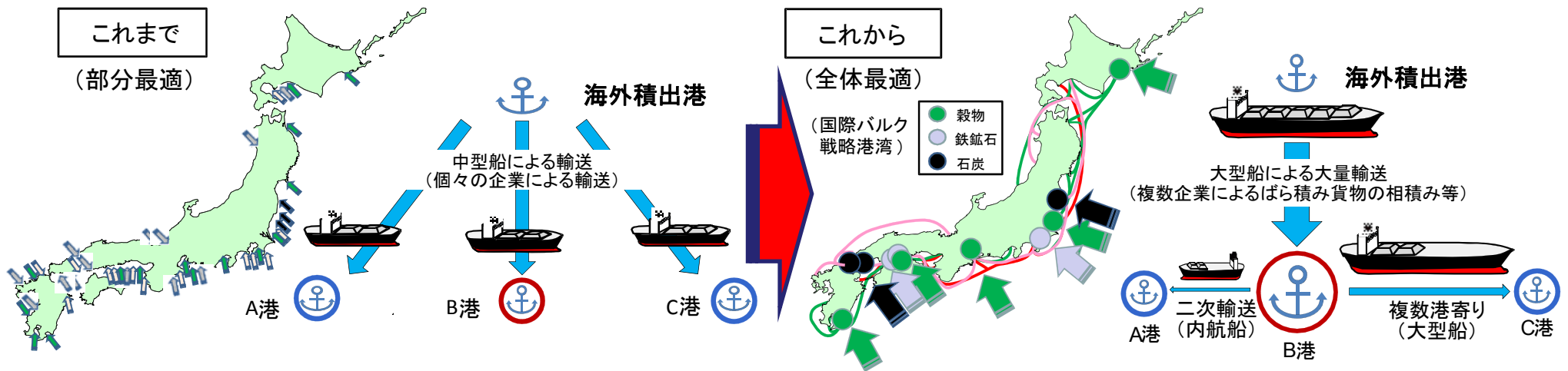
別紙2

## 課題

- 我が国は、資源・エネルギー等のほぼ100%を輸入に依存。近年、近隣国の輸入量急増により、資源獲得競争が激化。
- ばら積み貨物船の大型化が世界的に進展している中、我が国では大型船に対応できる港湾は限定的。

## 対応

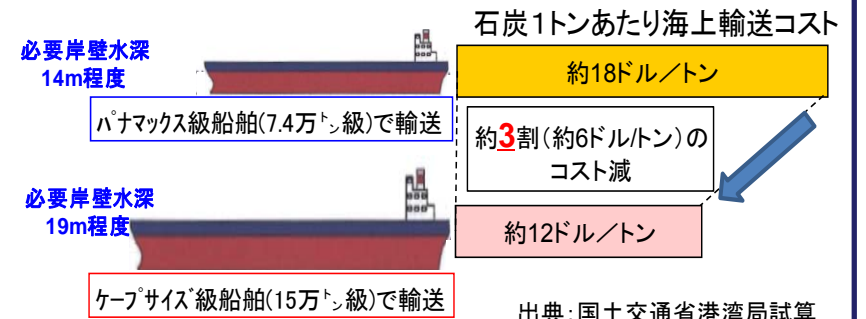
### 企業間連携による大型船を活用した効率的な海上輸送網の形成を推進



### 【具体的な取組の例】

- ばら積み貨物の海上輸送網の拠点となる港湾の機能強化
  - 大型船に対応した国際物流ターミナルの整備等
- 企業間連携による大型船を活用した共同輸送の促進支援
  - 荷さばき施設等の整備に対する補助・税制特例措置
  - 荷さばき等の共同化を促進するための施設の整備・管理に関する協定制度等

### 【輸送船舶の大型化による海上輸送コスト低減効果(試算)】 (豪州⇒日本の石炭輸送の場合)



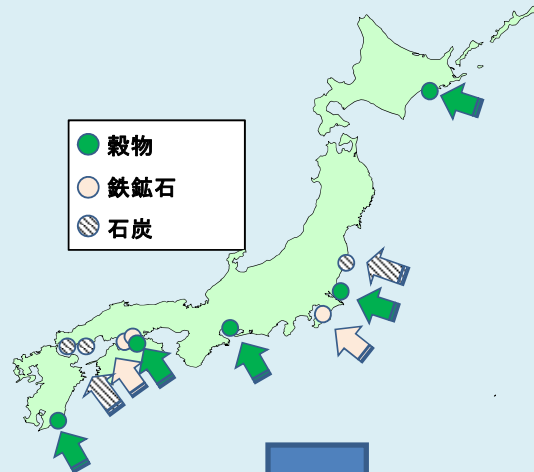
資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現

# ばら積み貨物の安定的かつ安価な輸入に係るソフト・ハードの総合的な取組み

別紙3

## 法律改正前

- ハード面(大型船に対応した港湾整備)
  - ・岸壁・航路等
  - ・荷さばき施設



荷主間の連携による大型船を活用した共同輸送が進まない

## 法律改正後

- ハード面(大型船に対応した港湾整備) 同左

- ソフト面(荷主間の連携による共同輸送)
  - ・荷主間の連携促進に資する利用計画の作成
  - ・港湾管理者と荷主等が参画する協議会制度
  - ・共同での施設整備・管理を促進する協定制度

⇒上記3点は平成25年の改正港湾法で措置

  - ・荷さばき施設等の整備促進のための税制特例措置



ソフト・ハード一体となった取組みにより、荷主間の連携による大型船を活用した共同輸送等が進展

ばら積み貨物の安定的かつ安価な輸入の実現

## 特定貨物輸入拠点港湾の指定

国土交通大臣がばら積み貨物の輸入拠点としての機能を高めるべき港湾を指定。

## 特定利用推進計画の作成

港湾管理者が中心となり、ばら積み貨物の輸送の効率化のために取り組むソフト・ハードの計画を作成。

計画作成・実施の協議

特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会  
(港湾管理者、民間企業等で構成)

## 特定利用推進計画を推進するための措置

港湾区域、臨港地区内での工事に係る手続等に係る特例措置

荷さばき等の共同化を促進するための施設の整備・管理に関する協定(共同化促進施設協定)制度

## 特定貨物輸入拠点港湾の指定の要件

- ・輸入ばら積み貨物の取扱量が相当程度見込まれること
- ・一定規模の埠頭を有すること
- ・企業間連携を促進する体制が整っていること 等

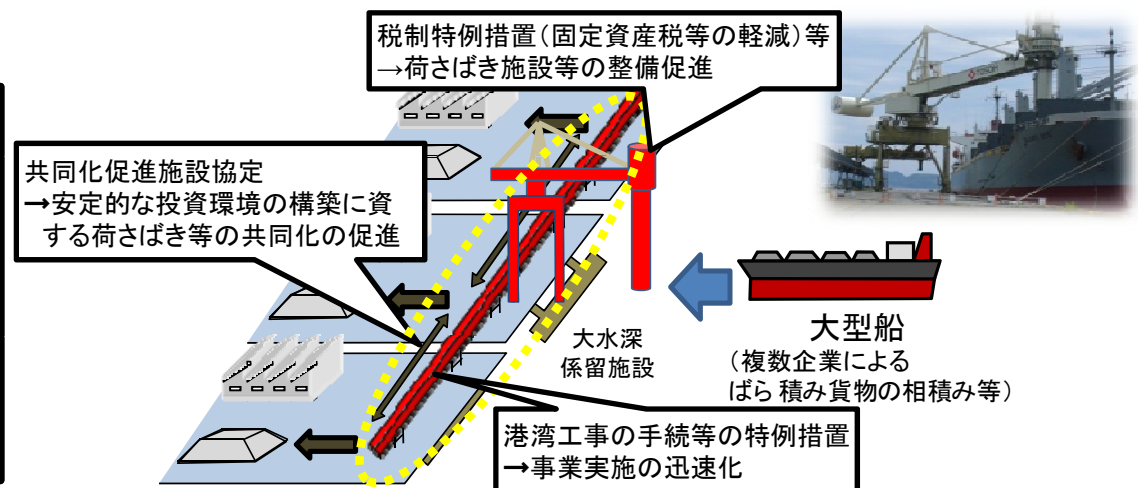
## 特定利用推進計画とは

特定貨物輸入拠点港湾の港湾管理者が、輸入ばら積み貨物の海上輸送の共同化の促進に資する当該港湾の効果的な利用の促進を図るために作成する計画。

## 共同化促進施設協定とは

荷さばき等の共同化を促進するために必要な港湾施設の所有者等が、その全員の合意により、当該施設の整備又は管理に関して締結する協定。

## 特定利用推進計画を推進するための措置(イメージ)





## 【概要】

小名浜港は、特定貨物輸入拠点港湾※(石炭)の指定要件等を満たすことから、平成25年12月19日付で国土交通大臣が指定を行った。なお、特定貨物輸入拠点港湾の指定は、今回が全国で初めてとなる。

※特定貨物輸入拠点港湾：

ばら積み貨物の海上運送の共同化を重点的に進め、輸入拠点としての機能を高めるべき港湾として国土交通大臣が指定する港湾

## 【特定貨物輸入拠点港湾の指定による法令上の特例措置】

特定貨物輸入拠点港湾の指定により、以下の支援措置を講ずることが可能となる。

### ① 荷さばき施設等の取得に係る固定資産税等の特例

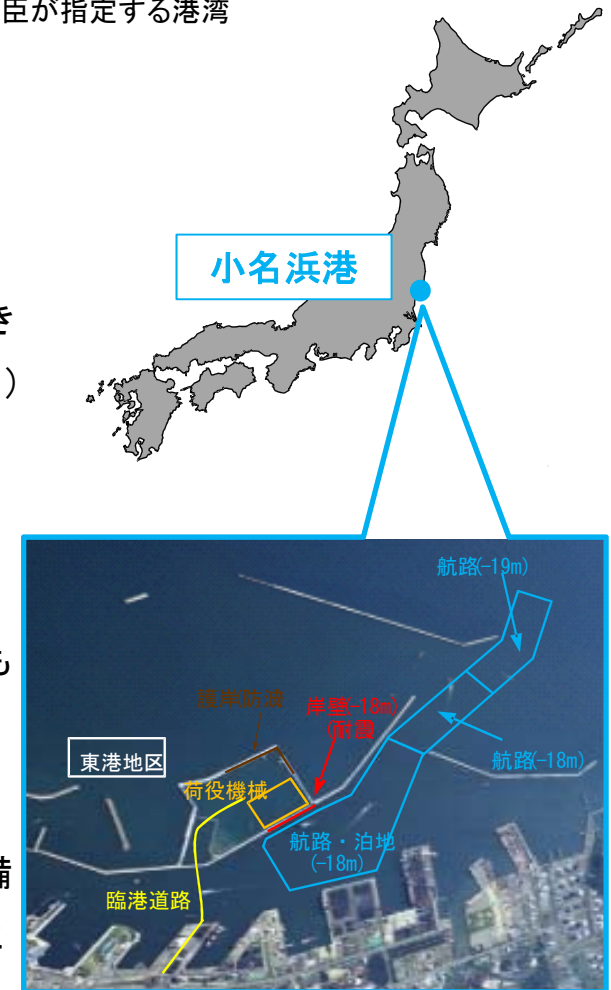
特定利用推進計画に定められた事業を実施する者が政府の補助を受けて取得した荷さばき施設等に対して課する固定資産税又は都市計画税が軽減(課税標準となるべき価格の2/3)されることとなる。

### ② 港湾区域内の工事等の許可等の特例

港湾法第37条第1項に規定する港湾区域内における工事等の許可等を要する事業について、当該事項を記載した特定利用推進計画が公表された場合、当該事業の許可等があったものとみなすことが可能となる。

### ③ 荷さばき施設の共同化を図るための協定に係る特例(承継効)

輸入ばら積み貨物の積卸し等の共同化のために必要な施設の所有者等が当該施設の整備又は管理に関する協定(共同化促進施設協定)を締結し、港湾管理者の認可を受けた場合には、その公告のあった後において当該施設の所有者等となった者に対しても、当該協定の効力があるものとする。





資源・エネルギー等の効率的かつ広域的な海上輸送網の拠点となる港湾(特定貨物輸入拠点港湾)における一定の要件を満たす埠頭(特定貨物取扱埠頭)において、当該埠頭を運営する民間事業者が取得した荷さばき施設等に係る特例措置を創設し、当該埠頭の高規格化(荷さばき施設等の整備)の促進を図る。

## <税制特例措置の概要>

対象者：特定利用推進計画に基づき事業を行う者

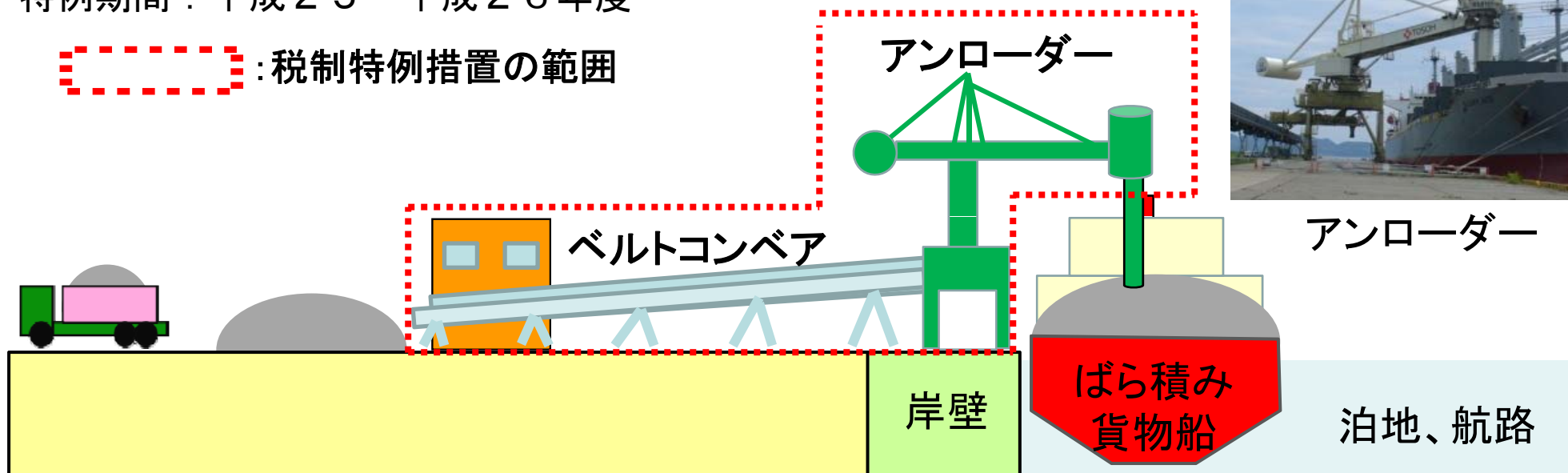
対象施設：国の補助(対象経費の1/3)を受けて取得した荷さばき施設等

期間：取得後10年

特例：固定資産税・都市計画税 課税標準となるべき価格の2/3

特例期間：平成25～平成26年度

 : 税制特例措置の範囲



## 【事業概要】

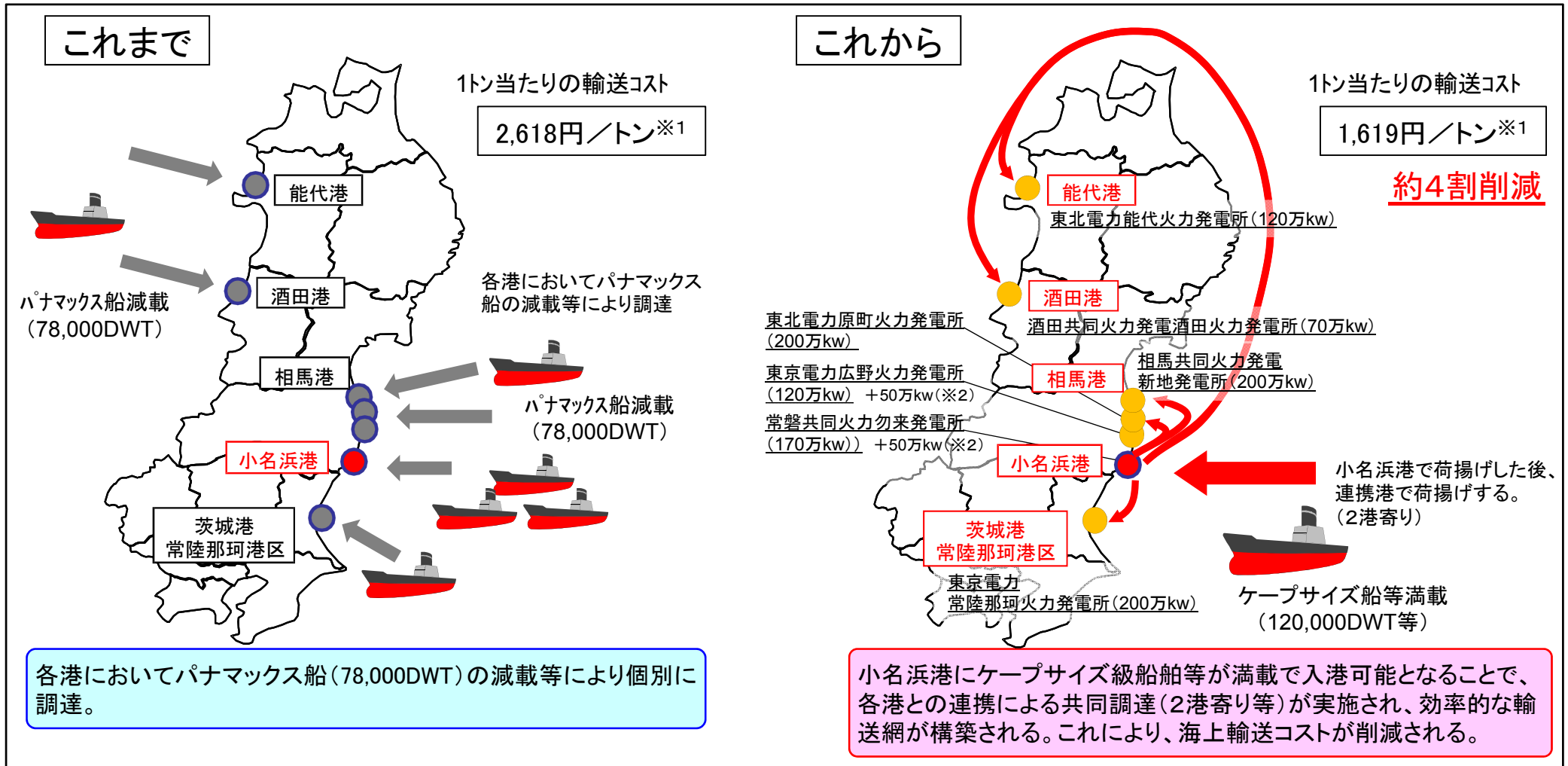
大型船舶による石炭の大量一括輸送を可能とし、小名浜港を拠点とした東日本地域への石炭の安定的かつ安価な石炭輸送を実現することを目的として、小名浜港（東港地区）において実施中のプロジェクト（現在は水深14mで整備中）の内容を見直し、水深18mの国際物流ターミナルの整備を行う。

## 【対象事業】

- ・ 整備施設：  
岸壁（水深18m）（耐震）、航路・泊地（水深18m）、航路（水深18m）、航路（水深19m）、護岸（防波）、臨港道路、中央防波堤、荷役機械等
- ・ 事業期間：  
平成20年度～平成30年度

## 《位置図》





※1 国土交通省港湾局の試算(出典:交通政策審議会港湾分科会第5回事業評価部会資料(平成25年4月24日(水)))

※2 平成25年11月29日、東京電力は、2020年初頭に、同社広野火力発電所、常磐共同火力勿来発電所の2地点に、各々50万kW級(※3)の世界最新鋭の石炭ガス化複合発電(IGCC)を新設すると発表。

※3 50万kWは、1世帯あたり契約アンペア数を30Aと仮定した場合の約17万世帯分の電力に相当

## II 港湾機能の拠点的な配置と能力の強化

(略)

### 3 バルク貨物等の輸送網の拠点

(略)

特に、世界的な需要が増加し、かつ輸送船舶の大型化が進展している貨物について、安定的かつ効率的な海上輸送網の形成を図るために、「選択と集中」の考え方にに基づき選定した「国際バルク戦略港湾」(穀物:釧路港、鹿島港、名古屋港、水島港、志布志港。鉄鉱石:木更津港、水島港・福山港。石炭(一般炭):小名浜港、徳山下松港・宇部港)においては、品目ごとの特性を勘案し、バルク貨物の輸入拠点が背後産業の立地と密接に結びついていることや拠点の絞り込みによる物流効率化の効果を発揮するために産業立地の再配置や企業間連携の強化等が必要になることに鑑み、「選択と集中」の合理性・実現可能性を十分精査した上で、穀物にあってはパナマ運河の拡張も見据えつつパナマックス級以上の船舶が、鉄鉱石にあってはVLOC級の船舶が、石炭(一般炭)にあってはケープサイズ級の船舶が、それぞれ入港することが可能となるよう港湾機能の拠点的な確保に取り組むとともに、民の視点を取り込んだ効率的な運営体制の確立、船舶の運航効率改善のための制限の緩和、港湾間や企業間の連携の促進に取り組む。

また、バルク貨物の輸入拠点としての機能を高めるべき港湾を特定貨物輸入拠点港湾として指定する。バルク貨物の海上輸送の共同化の促進に資する当該港湾の効果的な利用の推進を図るため、関係者が連携して、特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会等を活用しつつ、特定利用推進計画を作成し、当該計画に定めた取組を促進するとともに、継続して当該計画の進捗状況の確認を行う。

(略)